

専門委員会設置および運営規則

第1条（規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第44条にもとづいて定める。

第2条（目的）

この規則は、専門委員会の設置およびその構成、委員会の円滑な運営を目的とする。

第3条（設置）

1. 専門委員会として政策委員会、組織委員会、男女平等参画推進委員会を置く。
2. 専門委員会の委員は、規約第49条で定める役員で構成する。ただし会計監査は除く。
3. 専門委員会委員長は、常任幹事が担当する。

第4条（委員）

委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合は幹事会の議を経て補充する。その際の任期は、残りの期間とする。

第5条（運営）

専門委員会の運営は、退職者連合事務局があたる。

第6条（開催）

専門委員会の開催は、随時とし、委員長が招集する。

第7条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

第8条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

第9条（規則の発効）

1. この規則は、2015年7月15日より施行する。
2. 2017年3月15日、一部改正施行する。
3. 2017年8月23日、一部改正施行する。